

# 北上市水防計画の変更

## 第1 水防計画とは

県知事から指定された指定水防管理団体である北上市が、水防法(以下、法という。)の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定するもの  
根拠・法第33条1項の規定

## 第2 北上市の現状

平成17年度 北上市水防計画策定  
平成27年度 北上市地域防災計画修正

## 第3 変更の背景、目的及び基本方針

### 1 変更の背景

平成23年度 東日本大震災による法の改正(消防団の安全配慮) 水防計画作成の手引きが示される  
平成25年度 豪雨災害の多発による法の改正(浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置)  
平成26年度 国土交通省 洪水予報指定河川における設定水位の変更  
平成27年度 関東・東北豪雨による水防法改正(想定しうる最大規模の洪水への対応)

## 2 変更の目的

水防団(消防団)などの関係機関の役割を追加するもの  
水位情報に避難判断水位及び氾濫危険水位など基準となる情報の変更

## 3 変更の基本方針

- (1) 法の改正内容の反映(安全配慮、浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置)
- (2) 国が定めた「水防計画作成の手引き」により計画全体の構成及び記述内容を変更
- (3) 岩手県水防計画に対応した変更(通信連絡)

## 第4 推進体制

水防団(消防団)、国、県、消防本部など関係機関と連携し水災の警戒、防御、被害軽減の推進を図る。

## 第5 主な変更点

### 平成17年度北上市水防計画

#### 1 水防団員の活動

第6章「堤防巡視及び警戒箇所」で水災の危険が予想されるとき活動  
第8章「堤防異常の報告、出動及び水防開始」で水位が上昇したときの活動

#### 2 雨量、水位の通報及び警戒水位

##### 第4章「雨量、水位の通報及び警戒水位」

##### 第2節「水位の観測及び通報」の観測

- 北上川は、珊瑚橋、男山
- 和賀川は、北鬼柳(和賀大橋)

##### 第3節「通報水位、警戒水位及び観測者」水位

設置場所	通報水位	警戒水位
珊瑚橋	3.10m	3.90m
男山	2.40m	3.30m
北鬼柳	2.40m	2.70m

##### 第1節「雨量の観測及び通報」の雨量の観測

北上消防署で行い、記録し各機関へ通報

#### 3 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難確保及び浸水防止のための措置

浸水想定区域等についての記述はない

### 平成28年度北上市水防計画

#### 1 水防団員の活動について、安全配慮及び水防活動を追加

第1章「総則」に、「安全配慮」の節を追加  
(法第7条2項の規定により安全の確保が図られるよう配慮、ライフジャケットを着用するなど装備について明確化) 6ページ  
第10章第2節「巡回及び警戒」に、新たに「平常時」の堤防巡視について項目を追加  
(法第9条の規定により平常時の水防団の巡視について記述) 22ページ

#### 2 雨量、水位の通報及び警戒水位の変更

##### 第4章「予報及び警報」

第2節「洪水予報河川における洪水予報」の対象となる基準観測所  
(法第10条第2項の規定、県計画に基づき基準観測所を変更) 14ページ  
○北上川は、男山、朝日橋 ○和賀川は、男山  
○猿ヶ石川は、安野(花巻市)

第3節「水位周知河川における水位到達情報」水位を次のとおり変更(県計画)

観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
男山	2.40m	3.30m	3.90m	4.20m
朝日橋	2.00m	3.00m	5.00m	5.30m
安野	2.00m	3.00m	4.40m	4.80m

##### 第5章「水位等の観測、通報及び公表」の変更

雨量観測所は、次の9か所とし、雨量通報系統図を資料5-2に記述及び各機関のホームページに掲載し公表(県計画に基づく) 資料編50ページ  
○岩崎新田(山照園付近) ○北上(男山) ○口内(久田)  
○尻平(鳥谷脇橋北側) ○北上(北上行政センター(合同庁舎))  
○夏油(夏油温泉) ○入畑ダム(管理事務所) ○北上(橋本児童公園)  
○柳原(消防署)

#### 3 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難確保及び浸水防止のための措置

第16章「洪水浸水想定区域の指定状況、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置」を新設  
(法第15条の規定、県計画に基づきハザードマップ等について記述)  
33ページ